

ID: 289

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第4条第1項及び第2項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第4条 排水設備(これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長が定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることによってこれに代えることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、同項の規定による確認申請書を提出させるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	検査済証の交付		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第7条第2項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、市長が定める検査済証を交付するものとする。</p>		
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 297

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	占用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第29条第1項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
<p>【基準】 第29条の規定による。 (占用の許可) 第29条 公共下水道又は都市下水路の敷地若しくは排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して占有しようとする者は、市長が定めるところにより第27条各号に規定する書類を添付して市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 占有物件の設置について、第27条の許可を受けたときは、その許可をもって前項の許可があったものとみなす。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 300

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第42条		
例規番号	昭和57年条例第8号		
【基準】 第42条の規定による。 (使用料等の減免) 第42条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例で定める使用料、手数料又は占用料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	指定工事店の指定		
例規名 根拠条項	真岡市排水設備指定工事店規程 第3条第1項		
例規番号	令和2年企業管理規程第5号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (指定工事店の指定)</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する排水設備工事を施行することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事店として指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 栃木県内又は茨城県内で本市と隣接する市町村のうち本市と相互参入の協議が整った市町村内に営業所又は店舗(以下「営業所等」という。)があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者(法人にあっては、代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合 イ 工事業者(法人にあっては、代表者)が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は条例第45条の規定により過料の処分を受けてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が指定の取消しから2年を経過していない場合 エ 工事業者とその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合 オ 工事者(法人にあっては、代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 カ 法人にあっては、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p>			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	指定工事店証の再交付		
例規名 根拠条項	真岡市排水設備指定工事店規程 第5条第3項		
例規番号	令和2年企業管理規程第5号		
【基準】	<p>第5条の規定による。 (指定工事店証)</p> <p>第5条 管理者は、指定工事店として指定を行った工事業者に対し、指定工事店証(様式第5号)を交付する。</p> <p>2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第6号)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、第10条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 304

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	真岡市排水設備指定工事店規程 第8条第1項		
例規番号	令和2年企業管理規程第5号		
【基準】 第8条の規定による。 (指定の更新) 第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、管理者の指定する日までに申請書を管理者に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付し、又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名根拠条項	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第7条		
例規番号	昭和57年条例第9号		
【基準】	<p>第7条及び真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が、当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第11条 条例第7条に規定する負担金の徴収猶予の基準は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 負担金の徴収猶予を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項の申請書が提出されたときは、第1項の基準に基づきその適否を決定し、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(様式第6号)により当該受益者に通知するものとする。</p> <p>4 負担金の徴収猶予を受けた者は、徴収猶予の理由が消滅したときは、速やかに公共下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅届(様式第7号)により管理者に届け出なければならない。</p> <p>5 管理者は、前項の規定による届出があったとき、又は徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第8号)により当該受益者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第8条第2項		
例規番号	昭和57年条例第9号		
【基準】	<p>第8条及び真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条の規定による。 (負担金の減免)</p> <p>第8条 国又は地方公共団体が、公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第12条 条例第8条第2項に規定する負担金の減免の基準は、別表第3に定めるところによる。</p> <p>2 負担金の減免を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項の申請書が提出されたときは、第1項の基準に基づきその適否を決定し、公共下水道事業受益者負担金減免決定通知書(様式第10号)により当該受益者に通知するものとする。</p> <p>4 負担金の減免を受けた者は、減免の理由が消滅したときは、速やかに公共下水道事業受益者負担金減免消滅届(様式第11号)により管理者に届け出なければならない。</p> <p>5 管理者は、前項の届出があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めたときは、公共下水道事業受益者負担金減免取消通知書(様式第12号)により当該受益者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 311

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	延滞金の免除		
例規名 根拠条項	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第10条第4項		
例規番号	昭和57年条例第9号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第10条 管理者は、第6条第3項の納付期までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定により延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 管理者は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	督促手数料の免除		
例規名 根拠条項	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第11条第2項において準用する第10条第4項		
例規番号	昭和57年条例第9号		
【基準】	<p>第11条第2項において準用する第10条第4項の規定による。 (督促手数料)</p> <p>第11条 管理者は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の督促手数料に準用する。 (延滞金)</p> <p>第10条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定により延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 管理者は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	真岡市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第5条		
例規番号	昭和60年条例第16号		
【基準】 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 天災地変その他特別な事由がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日